

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第242号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和6年3月4日付け諮問教職第649号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容

令和6年1月9日付け教職第532号で通知のあった、「本校職員に関わることについて（報告）（2回目）」文書について、[県立学校の名称]校長が、実施機関に直接持参したことに関する出張伺及び復命書（以下「出張伺等」という。）。さらに、「本校職員に関わることについて（報告）」について、1回目及び3回目文書の提出について、[県立学校の名称]校長が、実施機関に直接持参したことに関する出張伺等（以下「請求対象文書」という。）。

2 公開請求に対する処分の内容

公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）

3 実施機関

石川県教育委員会（教職員課）

4 審査請求の経緯

公開請求	令和6年1月16日
本件処分	令和6年1月30日
審査請求	令和6年2月19日
諮問	令和6年3月4日
答申	令和8年4月6日

5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、請求対象文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

実施機関は、請求対象文書を探索したが、その存在を確認することができなかった旨を主張している。審査請求人は、実施機関の説明は不自然、不合理であると主張している。

(3) 審査会の判断理由

当審査会において実施機関に確認したところ、校長は、通勤途中に書面を実施機関に持参したにすぎないことから、出張伺等を作成していないため、実施機関は請求対象文書を保有していない。

7 審議経緯

審査回数6回

答 申 書

令和8年4月6日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について、不存在決定を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和6年1月16日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

令和6年1月9日付け教職第532号で通知のあった、「本校職員に関わることについて（報告）（2回目）」文書について、[県立学校の名称] 校長が、実施機関に直接持参したことに係る出張伺及び復命書（以下「出張伺等」という。）。

さらに、「本校職員に関わることについて（報告）」について、1回目及び3回目文書の提出について、[県立学校の名称] 校長が、実施機関に直接持参したことに係る出張伺等。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年1月30日付けで、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

平成30年6月から9月末までの間における[県立学校の名称] 校長の出張伺等（以下「請求対象文書」という。）を確認したが、実施機関を勤務先とするものは存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年2月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和6年3月4日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件は、審査請求人の情報が記載された報告書を、当時の校長が、公務で実施機関に手渡しで持参したという件である。

イ 校長が、公務で、報告書を、実施機関に持参するのは、公務出張に当たる。

ウ 校長が、公務出張を行うにあたり、出張伺等を作成していないわけではない。

エ 従って、実施機関の「公文書を保有していない理由」は不自然かつ不合理であるから、請求対象文書を公開すべきである。

2 反論書における主張

(1) 反論の趣旨

「請求対象文書を速やかに公開せよ」との裁決を求める。

(2) 反論の理由

実施機関は、審査請求人が指摘する報告書の送達にあたり、「[県立学校の名称] 校長の出張伺等を確認したが、実施機関を用務先とするものは存在しなかった」と主張している。

しかし、令和6年1月9日付け教職第532号では、審査請求人が指摘する報告書の送達にあたり、実施機関は、「開示をしないこととした理由」欄において、報告書は、「[県立学校の名称] 校長自らが作成の上、実施機関に直接持参した」と明らかにしている。

[県立学校の名称] 校長が、実施機関に、報告書を直接持参するために出張したにも関わらず、実施機関を用務先とする [県立学校の名称] 校長の出張伺等が存在しない、という主張は不合理である。

そもそも、このように、実施機関の請求対象文書を保有していない理由は不合理であり、弁明においても「存在しない」としか書かれていないため、不存在に対する正当性の積明とはなっていない。

従って、実施機関の弁明には理由がないと考えるより他がない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件公開請求に係る記載内容を踏まえ、平成30年6月から同年9月末までの間における [県立学校の名称] 校長の出張伺等を確認したが、実施機関を用務先とするものは存在しなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、請求対象文書を探索したが、その存在を確認することができなかつた旨を主張している。

これに対し、審査請求人は、実施機関の説明は不自然、不合理であると主張している。

3 請求対象文書の不存在について

当審査会事務局職員をして実施機関に請求対象文書が存在しない理由について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・職員が公務のため一時その在勤庁を離れて行う旅行において、旅費の支給が必要となる場合、石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号）第4条第1項の規定に基づき、旅行命令権者が旅行命令を発することにより行うこととされている。また、同条第2項によれば、旅行命令権者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合に旅行命令を発することができることとされている。
- ・校長は、通勤途中に書面を実施機関に持参したにすぎないことから、旅費の支出は不要であると考え、旅行命令権者として同条例第4条第1項の規定による旅行命令の発出は不要であると判断した。
- ・出張伺は、旅行命令による旅費を算出するために作成する文書であり、旅行命令を発していない場合は作成していない。
- ・復命書は、職員が旅行命令により出張した場合に、その結果を旅行命令権者に報告するために作成する文書であり、旅行命令を発していない場合は作成していない。

実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び榎見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和6年 3月 4日	実施機関から諮問を受けた (諮問教職第649号)。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年12月17日 (第367回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月28日 (第369回審査会)	事案の審議を行った。
8年 2月18日 (第371回審査会)	事案の審議を行った。
8年 3月 3日 (第372回審査会)	事案の審議を行った。
8年 3月24日 (第373回審査会)	事案の審議を行った。